

議案第109号

公益的法人等への清水町職員の派遣等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定  
について議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

清水町長 阿部 一 男

## 公益的法人等への清水町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への清水町職員の派遣等に関する条例（平成14年清水町条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用されている職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 職員の定年に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の公益的法人等への清水町職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

3 職員の定年に関する条例の一部を改正する条例（令和4年清水町条例第 号）附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、職員の定年に関する条例（昭和59年清水町条例第23号）第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、この条例による改正後の公益的法人等への清水町職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。